

裁判員等経験者意見交換会議事録

日 時 令和元年11月28日午後2時00分から午後4時00分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

出席者 司 会 渡 部 勇 次 (所長)

裁判官 寺 澤 真由美 (部総括裁判官)

検察官 崎 川 一 記

弁護士 山 田 耕 平

裁判員経験者1番 男性30代 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 男性50代 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 男性60代 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 女性60代 (以下「4番」と略記)

補充裁判員経験者5番 女性40代 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 女性50代 (以下「6番」と略記)

報道関係者 茨城新聞, 共同通信

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	裁判員等として審理に参加した後の感想・・・・・・・・	4
3	裁判員等として審理に参加した際の感想・・・・・・・・	9
4	裁判員等として審理に参加する前の感想・・・・・・・・	17
5	今後裁判員等に選任される可能性のある方に対して・・・	22
6	最後に・・・・・・・・・・・・・・・・	23

1 はじめに

司会

本日の意見交換会の趣旨を若干簡単に申し上げます。裁判員制度が始まりまして、本年5月で10周年になりました。県民の皆様の御理解と御協力により、おおむね順調に運用されているという報告が出ておりますけれども、その運用の在り方というのは、制度開始以来、絶えず進化を続けています。現在の運用も完成品になっているというわけではなくて、裁判員制度を長続きさせるためには常に見直すべき点を見直すと、より良いものに変えていくということをやっけていかななくてはならないと思っております。そのために、実際に裁判員裁判を経験された方々の率直な意見、御感想を伺って、更に法曹三者の間でも議論を積み重ねていくことが重要だというふうに思っております。

それから、まだ裁判員等になってない県民の方から見ますと、自分が裁判員候補者になった場合に、実際、裁判員としてやっけていけるのだろうかと不安に思ったり、あるいは心配される方も少なくないと思います。そのような点について、裁判員等を経験された方がどんな感想をお持ちか、改善できることはないのか、あるいはその感想など生の声を県民の皆様に伝えるということが、これから裁判員裁判に参加されようとする方の不安や負担を少なくすることに役立つのではないかと思っております。そのような趣旨で本日の機会を設けさせていただきました。

まず、意見交換に先立ちまして、自己紹介をお願いしたいと思っております。最初に、出席されている3名の法曹関係者から簡単に自己紹介をしていただきます。

検察官

検察官の崎川と申します。私は、この4月から水戸地方検察庁に赴任してまいりましたので、本日参加されている裁判員等経験者の皆さんが関与した事件には全く関与しておりません。4月に来てから、何件か水戸地方裁判所で裁判員裁判を経験しておりますし、前任地等でもやっておりました。今日は貴重な御意見を伺えればと思っております。よろしくお願いたします。

弁護士

茨城県弁護士会の山田と申します。今日は皆様の率直な意見，特に弁護人に対する厳しい御意見があらうかと思しますので，その辺りを是非お聞かせいただければなと思っております。よろしくお願いたします。

裁判官

裁判官の寺澤と申します。私は，平成29年4月に水戸地方裁判所に参りまして，A合議という裁判体の裁判長を務めさせていただいております。今日はどうぞよろしくお願いたします。

司会

続いて，裁判員等経験者の方の御紹介ですけれども，プライバシーの問題がありますので，名前ではなく番号で呼ばせていただきたいと思しますので，御了承ください。私から皆様に御担当いただいた事件等について簡単に紹介させていただきますので，続いて職業と居住地域の御紹介をお願いいたします。

まず，1番さんは，強制わいせつ致傷の自白事件で3日間，裁判員として従事されました。

1番

飲食業の方を手伝わせていただいております。居住地域は県南になります。

司会

2番さんは，現住建造物等放火の自白事件で5日間，裁判員として従事されました。

2番

職業は団体職員です。居住は県央地区でございます。よろしくお願いたします。

司会

3番さんは，2番さんと同じ事件で裁判員として5日間従事されました。

3番

私は，サラリーマンをずっとやってましたが，退職して今は無職です。居住地域

は県北です。よろしく申し上げます。

司会

4番さんは、別の現住建造物等放火の自白事件で6日間、裁判員として従事されました。

4番

仕事は事務で、会社員です。県南から来ております。

司会

5番さんは、傷害致死の自白事件で5日間、補充裁判員として従事されました。補充裁判員は5番さんだけになります。

5番

勤めております。居住地は県南の方からきました。

司会

6番さんは、殺人死体遺棄、窃盗、横領の否認事件で11日間、裁判員として従事されました。

6番

職業はパートで、県南から来ました。

2 裁判員等として審理に参加した後の感想

司会

それでは、まず、裁判員等経験者の皆様から御感想や御意見を伺いたいと思います。

まず、裁判員等として審理に参加した後の御感想はいかがでしょう。裁判員等として裁判に参加した感想として非常に良い経験と感じた方は挙手をお願いします。1番さん、3番さん、5番さんですね。良い経験と感じたという方は、2番さんと4番さんと6番さん。ということになりますと、あまり良い経験と感じなかった、良い経験とは感じなかった、特に感じることはなかったという方はおられないということですのでよろしいですね。

それでは、具体的に伺っていきたいと思います。自分自身あるいは周囲の人たちにとってどうだったか、あるいは、刑事裁判の見方、社会の見方とか考え方とか、そういうところに変化があったか、何でも結構でございますので、どなたからでも御発言をいただきたいと思います。

3番

感じた点と気付かされた点をお話しします。

1点は、私たち一般市民はなかなか裁判と関わる機会がなくて、今回、改めてその重要性といいますか、大切さを痛感した次第です。私たちは、行政については、いろんなシステム、仕組み、仕掛け、それから現状の問題点、課題、そういうのをそれなりに知る機会がありまして、それぞれ感じているわけですが、司法の世界については、結局、報道で裁判の結果だけは知り得ますけれども、裁判のプロセスとか、方法とか、量刑の基準とか、そういうものについては全く無知なわけですね。そういうわけで、裁判に参加させていただきまして、裁判のプロセスとか意義とか役割、あえていえば問題点についても理解を深めることができましたので、大変ありがたく思っています。一言でいうと、雲の上の存在だったのが身近な存在に非常に感じることができました、ということです。

それから、2点目は、人を裁くことは非常に難しいと思いました。これは自問自答してるわけですが、私たちに人を裁く資格があるのかどうかという疑念もありまして。それはなぜかといいますと、私自身も人生を振り返ってみますと、いろんな負い目がありまして、人を裁くということは結局、自分も裁かれるということの意味しているというふうに理解していました。

その中で特に気付かされた点は、立法とか司法とか行政とかあるわけですが、これは個人のレベルでも全く同じことがいえるわけですし。私たちの中に存在する「内心の秤」、これがきちんと私の中に育てて機能してないと、どうかなというところに気付かされました。日頃、私たちは自分が正しいと思っていることを言っているわけですが、その正しさというのは果たして本当に正しいのか、やや

もすると身勝手な言動になってないか、それを道理とか道義に照らし合わせないといけないんじゃないかということ気付かされました。

そういう面で、司法に関わる裁判官の皆様については改めて敬意を表しますし、私たちの社会を良くしていくためには最後の砦になるということで私たちも期待を寄せてますし、そういう場に関わることができましたので、社会を見つめ、これもきちんと襟を正していく、自らを律していくことが大切だということ気付かせていただきました。

司会

裁判官もいつも謙虚さを忘れないことが必要なんだろうなと感じました。

2番

私は、過去にも裁判員制度候補者リストに挙がりましたとか、そういう連絡等が来るたびに、ああ、世の中でこういうことが始まったんだなと感じました。ただ、自分の周りの方で実際に参加したと公言される方もいませんでしたし、全くどういう存在なのか、イメージがありませんでした。

通知が来たとき、裁判員制度というのはどういうものなのかをやはり自分で実際に経験してみたいなということ、あとは分からないことが多々あるので、それを実際に自分の目で確認したいと感じました。終わった後は細かい守秘義務以外のものは周りの人にお話をしているということだったので、できればそういうことにも周りの人に話をしてあげた方がいいのかなというような感じで捉えてました。

実際、身近な友だちには、どういうことをやるんですかというようなことを聞かれたので、そういうときにも「ちょっとこういうことで。」というようなお話をすることができました。そういう話をしていると、やっぱり周りの人も、僕の知っている人でも裁判員裁判に参加している人いますとか、そういうのがポツポツと出てきて、意外に僕の知り合いでも結構やってると正直感じました。裁判員制度が10年経ったということでお話がございましたけれども、もうちょっと僕らのふだんの生活でも何かの話題として話すような機会があればいいのかなと思います。

この1年間に何回か新聞で裁判員の経験者の方の記事が書いてあったのを見たので、僕も1回経験してるので、すごく興味を持って記事を読むことができましたし、やはり参加した人はこういうことを考えているのかなと、共通する部分もありましたし、またこういう視点で裁判員制度を捉えているのかなというところも勉強させていただきました。

興味本位で入った中で、実際に裁判員になってからどうなのかということですが、人を裁く立場になってくるので、それから初めて言葉の重みとか、やることに対しての若干のプレッシャーはありましたけど、逆に裁判官の方を中心に分かりやすく仕事をすることができましたので、そこは心地よい緊張感を持ちながら、あるいは逆にそれを意識的に持つことによって自分の軸がぶれないようにきっちと、正義を持ってやりましょうという気持ちで参加させていただきました。やはり非日常的な空間だったので、すごく自分の勉強にもなりましたし、以後こういう司法的な分野に対しての興味も持たせていただきましたので、その辺は周りで同じような立場に立つ人たちに、アドバイスまではちょっとできないですけども、意見の交換といったものはできるのかなと感じているところです。

1 番

裁判員として参加した後の感想としては、自分の周りや自身に変化というのは特にありません。自分の事件は公判は3日間で、ほかの人の事件に比べたらちょっと短めに終わってるので、そんな重い感じはしなかったんですけど、家に帰ってテレビをつけたら、関西の方の何かの事件の判決で裁判員の方が2名か3名ほど辞退したというのがちょうどタイムリーでやってきました。それで思ったことは、やっぱり担当する事件がどんな内容かによって、裁判員に選ばれた人たちがどんな思いをするのか、いい経験になったと思うのか、不快な思いをするのかというのは、宝くじみたいなもので、罰ゲームになるかどうかは担当した事件によって違うんだなみたいな感想を受けました。

しばらく経ってから、会話の中で、どうだったと聞かれるんですけど、自分の場

合はそこそこ楽しいイベントだったよという感覚ですかね。やっぱり参加前もそうですけど、参加後もやっぱり好奇心とか、裁判員というのがどんなものか分からなかったの、参加して良かったみたいな感じで終わったので、特に不快な感じはしなかったんです。ただ、こういうものもあるんだなみたいなのが感想となります。

4番

選ばれたときにどうなるか分からない状況で、知り合いに弁護士さんがいたので、こういうのに選ばれたんだけどお酒を飲みながら聞いてみたんですね。そうしたら、いい経験になるからがんばってきてねということを知ったので、内心、ちょっと興味もありましたけど、ほっとして参加することができました。

その方は国選弁護人なんかもやってらっしゃったので、その立場によって弁護の仕方とか、そういうものにも興味がありましたし、国選弁護人だったからか、弁護人がちょっと押しが弱いとか、そういうことを最後に感じてしまったんですね。私選弁護人か国選弁護人かによって、弁護の仕方とかが違ってきちゃ困るかなみたいなことも疑問に思いました。そういうことはないわけですよ。私選弁護人の審理というのを見たことがないですけど、そういう思いがしました。

司会

5番さんも6番さんも被害者が亡くなってる事件ですね。重い事件ということになりますけど、いかがでしょうか。

5番

最初、裁判員に選ばれたときに、どんな事件なんだろう、内容によっては恨まれるんじゃないかというのもあったので、最初心配だったんですけど、事件の方もやっぱり重い量刑だったんですけど、やっぱりテレビとかで見てるだけじゃなくて、実際自分で経験して、すごく良かったかなと最後は思うようになりました。

6番

私は、ニュースをよく見るようになったことと、身近ではないんですけども、裁判がどのように進められているかというのが分かるようになりました。少なから

ず、こういったことに興味を持てるようになりました。

3 裁判員等として審理に参加した際の感想

司会

次に、実際に裁判員事件の審理に参加した際の感想ですが、法廷の審理内容は分かりやすかったという方、挙手をお願いします。1番さん、2番さん、3番さん、5番さん、6番さん。普通であったという方が、4番さん。

それでは、具体的な感想を伺いたいと思います。こういう点は分かりやすかったけれども、こういう点は分かりにくかったとか、もっと工夫をしてもらいたいとか、そういうことでも結構ですので、どなたからでもどうぞ。

3番

私は、裁判長さんにドキュメントを含めて非常に良く説明していただきましたので、やはり素人には大変よく理解できたと思っています。

ただ1点だけ、量刑を決める際に、判例をパワーポイントで説明いただくんですけど、事件のタイトルと、結局、量刑で5年とか3年とか、出てきます。皆さんプロの人は、ぱっと見て分かるんでしょうけど、私たちは、なぜ5年なのか、なぜ3年なのか、なぜ執行猶予付なのかというのを、事件のタイトルとちょっとした御説明だけではなかなか理解できなくてですね。一番重い刑から軽い刑の中でバランスを見て、ややもすると横並び式で決めるようになるケースがあるんじゃないかと、ちょっと心配もしました。私たちの案件は自信を持って適切な判断をしたと思っていますけれども、そういう判例の説明のところでもう少し工夫と時間を割いていただければありがたかったかなと思っています。

4番

弁護士さんから事件の動機とか、時間とかいろいろなものの説明をしていただいたりしてるんですが、私たちにうまく入ってこなかった、うまく通じなかったんですね。そうすると、その弁護人の説明では、その事件に対して、何を言いたいのか、どういうところを重点に弁護したいのかというものが通じなかったので、心証が悪

いという表現しちゃいけないんでしょうけれども、もう少し弁護人の意見を聞いて、量刑が正しかったかどうかを判断したかった。私の中ではちょっと重かったんじゃないかなっていう部分が残ってしまったんですね。だから、私たちは素人なわけなので、そういうところをもっときちっと私たちが分かるようにということがあれば、判決の内容も、若干変わってくるような気がしてしまいました。

1 番

審理や評議自体には特にはないんですけど、検事が、提出した何番の証拠云々と言われるんですけど、その証拠の内容がさっぱり分からない。その証拠がプロジェクターとかに映るわけでもなく、それが何なのか分からないので、とりあえずまじめに聞いている感じだったんですけど、聞いているだけだと分からない。裁判官とか弁護人たちはどういう証拠が提出されてるのかは分かっているんですけど、資料にも、証拠がどれが何なのかとかは載ってなかったので、話を聞いてて、何だか分からない。

あとは、ちょうど参加した事件の内容と加害者の家族の関係もあったんだと思うんですけど、弁護人と御親族の方と加害者の方の認識がすれ違ってて、そういうのもあるんだなみたいな感想はあります。

2 番

実際、法廷に入りまして、どういうふうに審理が進められていくのかというところに興味がありました。検察官と弁護人が論理的にきちんと1個1個の物事を詰めてから次に進んでいくというやり取りで持ってきていた公判だったので、分かりにくいという点はありませんでした。自分でちょっと疑問を持ったところは戻ってから控室の方でもう1回確認もできましたので、分かりづらかったという点は、さほどなかったと思っております。

5 番

皆さん分かりやすく説明していただけたので、特にそんなに難しいとは、分かりにくいとは思ってはいなかったです。

6 番

私も、法廷内で専門用語などが出てきたときに分からないことを質問できたので、分かりやすかったと思います。

弁護士

4 番の方に伺いたいんですけれども。弁護人の説明がうまく通じなかったというお話をされておられましたけど、それはどういうところからでしょうか。例えば出されたメモが分かりにくいとか、話している内容がよく分からないとか、話し方が速すぎるとか、語句が難しすぎるとか、いろいろあるかと思うんですけれども、率直な意見をいただければと思います。

4 番

というよりも、弁護人が二人付いてて、弁護人の意見というさなかで、二人で、ああじゃないだろう、こうじゃないだろうというふうに法廷でお話してるんですよね。それが、すぐ聞こえてくるんですよね。それで、お互いの中で話がうまく行っていないのか、どういうことに対して弁護してるか、意見が合っていないのかなと感じちゃったんです。もう少し煮詰めて、同じ意見で押していくと思ってたんです。

弁護士

それは、その場面だけではなくて、最後の方までそういう形になっていたということですか。

4 番

何回かありました。

検察官

先ほど、量刑を決めるのが難しいという趣旨のお話がありました。毎回、量刑資料は皆さんは確認されたと思うんですけれども、量刑傾向から逸脱してはいけな一方、事案というのは全部ばらばらですから似たもの探しをしてもいけないという、現実的にどっちも両立できるのかは難しいかもしれませんが、検察官、もしくは弁護人が懲役何年だと意見をいうのにあたって、端的に、裁判所で見たグラフ

を使って説明してもらった方が分かりやすかったとか、直接使うまでは必要はないとか、その辺りの御意見をいただければと思います。

4番

あった方がいいと思います。自分の中でやっぱり全く分からないので、同じような例を参考にして、それで大体の自分たちの意見を持てたので、それはすごくよかったと思います。

3番

検察官が求刑してくるものと、私たちが裁判官とチームで結論を出したことに關しては、私たちも自信を持ってますのでそれ自体は問題ないんですが、判例というところで、今、グラフとおっしゃったことは、それはそれで必要性があって、大切な部分だと思ってます。ただ、私たちの限られた時間の中でば一っと過去の判例をばらばらと見せていただいて、そのタイトルと多分事件のポイントが書いてあったと思うんですが、そこで何年の判決ということを理解して、では、私たちはどのポジションに位置するのか、立ち位置はどこかということば一と判断するのはなかなか無理があると思います。もう少し時間を割いて詳しく説明して、私たちも質問できれば理解できますし、それとの対比で受け持っている事件の比較というものができて、よりよい判決にできるんじゃないかなと思います。

2番

先ほどのグラフですけど、やっぱりある程度こちらで何を基準にするのかというところでは、ものすごく参考になりました。まず、裁判官に示していただいて、当然専門用語も絡んできまして、実際にその審理に行くまでの間に、言葉の意味とか、やっぱり意味が分からないとちょっとつながらないところもあったので、自分の分からないことを聞くこともできました。あとはやはり順番に自分の思いを言っていく中でも、隣の人が私が気付かなかったことについての質問があったり、ああ、そういう見方もできるんだなということもあったので、すごく分かりやすい資料だったかなと感じました。

司会

それでは、次に評議について伺います。評議において、話しやすい雰囲気だったという方、挙手をお願いいたします。全員ですね。次に、評議において、十分議論ができたという方、挙手をお願いいたします。これも全員ですね。

それでは、今の量刑の点も、あるいは否認をしていた事件についてどうやって事実認定できるか等も含めて、評議について具体的な感想をお願いいたします。否認事件を担当された6番さん、評議の御感想はいかがでしょう。

6番

話しやすい感じにさせていただいたので、ほかの裁判員の方の意見や推理ですとか、自分の意見も反映されました。あとは、やはり精神的な負担はもちろんあったんですが、その中で裁判官に休憩中に少しそういった負担の相談に乗っていただけたり、同じ裁判員の方もやはりそういった相談に乗ってくれたので、その中でリラックスできたので、大丈夫でした。

1番

当時集まった裁判員等の皆さんは性格が明るい方だったのか、話しやすい感じで雰囲気を作っていたので、評議は特に問題なく話が進んでいきました。あとは、多分自分たちだけでミーティングみたいな感じで話をしてたら、無茶苦茶なことを言っていたと思うんですけど、司会進行をやっていただいた裁判官が、ちゃんと判例を見て具体的にどんな判決を下すのかと、あくまで事実を基にして、推測を含めないでやるんだという感じでちゃんと進行していただけたので、きちんと判決を下すことができたと思います。

司会

4番さんは、放火をした動機が親族方からの現金持ち出しの証拠隠滅の目的か、自殺目的かということで、争いもあったようですけれども、その辺りの事実を、どうやって認定するかという点について御感想はありますか。

4番

目的が自殺か証拠隠滅かのどちらになるかで結果が随分違ってきちゃうものだったので、そのところは皆さんが真剣にいろんな病歴とか、いろんなものを含めて考えて審理した覚えがあります。その最初の入口を間違えちゃうと、病気からの自殺とかになると出口が全く違ってくるので、そのところはすごく真剣に考えた覚えがあります。

司会

5番さんは補充裁判員でいらっしゃいますけれども、傷害致死の量刑について一番議論がされたんだろうと思うんですけども、いかがだったでしょうか。

5番

結構話しやすい雰囲気は裁判員の方とかに作っていただいて分かりやすく、また、裁判長さんに説明していただいて、すごくリラックスした雰囲気で話合いができたと思っています。

司会

せっかく量刑についての分かりやすさという話が出ましたので、裁判官として、どんなところを工夫してるかとか、あるいは苦労があるかとか、その辺りで何か一言、お願いします。

裁判官

やはり、我々も一緒なんですけれども、刑を決めるための事情、やり方とか結果とかを議論した後にそれが懲役何年になる、あるいは執行猶予になるかというところにつなげるのがやはり難しいと思っています。その一つのツールとして過去のデータというものをお見せしているんですけども、私個人としては、棒グラフだけじゃなくて、事例もある程度見ていただいています。もちろん事案の内容を全部見ると似たもの探してみたいにもなっていけないんですけども、皆さんが、ああ、こういう事案の中で重いものはこんな感じの要素があるんだな、軽くて、例えば執行猶予が付くのは、こういうところが重視されてるんだなというところのイメージがつく範囲で、具体的な事例も御覧いただきながら検討しています。

3番

もちろん量刑を決めていくのが我々のミッションなんですけれども、被告人とい
いますか、加害者の更生という面で、本当に例えば5年で本人が更生できるのか、
せつかく刑に服しても、本人がその期間で更生できないと何の意味もないわけです
よね。そこについて裁判官の皆さんはどういうふうに考えてらっしゃるのかなとい
うのを聞きたいです。

裁判官

裁判官の考えというよりは、刑の長さとか、あるいは執行猶予を付すのかどうか
ということを考える要素として、更生をするためにどういう刑がいいかということ
も一つの要素としては考えていると思います。そういう点も評議のときには御説明
していると思います。ですので、犯罪に関わる事項を中心として検討するものの、
あるいはどれだけ反省してるかとか、更生するためにはどれくらいの長さがこの人
には必要なのかということも、要素としては考えながら、まさにその各事例ごとに
裁判員の皆さん、補充裁判員の皆さんと裁判官と一緒に考えていくということかな
と思います。

司会

次に、実際の審理や評議に参加して、精神面、時間の確保などで負担を感じまし
たか、その負担を解消、軽減するためにはどのようなことが考えられますか、とい
う点を伺いたいと思います。

6番

ちょっと長い裁判だったと思うんですけど、8日目が一番自分できついなと思
いました。加害者と被害者の家族の気持ちを考えてしまうということに一番悩んで
いて、事実を基にした結果を出さなくてはいけないということだったんですけれど
も、それを裁判官にちょっと話したときに、それが分かっていたら大丈夫だよとい
うことを言われたので、精神面では、その一言でだいぶ楽になりました。

1番

やっぱり時間の確保ですかね。自分のときは4日間だったので、今、飲食業では人材不足で、最近できた働き方改革の労働時間をかなりオーバーしていて、そんな中で4日連続で休みとか、多いところだと11日も会社を休むとか、ちょっと厳しいじゃないですか。ここへ来て抽選やって、後から何日から何日までですよって言われてから、もういいですというわけにもいかないんで、国民の義務なので参加するとすると、本当に休みの確保とか、社会的な負担の問題があります。今回4連休させてもらったんですけど、それでも周りの方々にかなり御迷惑をおかけしてるんで、その確保がやっぱり難しいんだなと思います。

司会

11日間は非常に長いという御指摘もありましたけれども、6番さんの事件が11日間だということで、6番さんとか、あるいはほかの裁判員の方から、何か話を聞かれたとかありますでしょうか。

6番

皆さん、11日間、ちゃんと正社員として来られていた方もお休みを取って来てたので、私自身は休みをいただけたので、たまたまこの裁判が長かっただけで、特に短い長いというのは考えてないでやっていました。

司会

仕事上、どうしても外せないという場合には辞退事由になっているということもございますので、兼ね合いというのはあるのかなというふうには思っております。

ただ、前回の意見交換会でも、やはり参加する上で、職場での勤務調整が難しかったという御意見がありました。自分が上司と相談する必要もあるけれども、職場の調整が円滑に行えるよう、裁判所からも企業に働きかけてもらいたいという意見を出していただいたということです。これを受けまして、当裁判所は10月に茨城県商工会連合会など三つの経営者団体を訪問しまして、裁判員制度の意義を御説明して、それから、裁判員等経験者の感想をお伝えしました。従業員の方が裁判員等に選ばれた場合には積極的に参加できるよう、経営者の方々へ後押しをお願いして

きたというところであります。今後ともそういった努力は続けていきたいと考えております。

それで、どうしても、仕事上無理だということもあり得ると思いますので、その場合には辞退していただくことはやむを得ないのかなと思っております。

4 裁判員等として審理に参加する前の感想

司会

それでは、次に、裁判員等に選任される前の感想です。裁判員等に選任される前、積極的にやってみたかったという方は挙手をお願いします。誰もいらっしゃらないですね。やってみたかったという方、1番さん、2番さん、3番さん。あまりやりたくなかったという方。誰もいらっしゃらないですね。やりたくなかった方、4番さん、6番さん。特に考えてなかったという方が5番さんということですね。

先ほど裁判員等として裁判に参加した後の感想では、非常に良い、それから良い経験だったという感想をいただきましたけれども、この傾向が、裁判員を実際にやる前はどうかというと、今の皆様の感想と同じような傾向がありまして、あまり積極的にやってみたいという方が少ないというところで、参加する前と後でギャップがあるように思うんですけれども、その辺のギャップというのは原因がどこにあるかということで御感想をお持ちの方がいらっしゃれば、お願いいたします。

1番

とりあえず、やる前としては、突然自宅に裁判所から、はっきり言うと全く興味も関心もない、裁判員制度についての通知が突然届いて、名簿にあなたの名前が載りましたと書いてあって、何それみたいなところからスタートしました。しばらく経ってから、何月何日に来てくださいと言われて、抽選に参加して、抽選に当たるとは思ってなかったですけど、当たって、裁判員として裁判に参加することになるんですけど、裁判所に行くまでに自宅でパソコンとかで調べても、せいぜい堅い感じの言葉で難しい説明があって、それで具体的に何するのがピンとこないような感じの内容が書いてあって。送られてくるマニュアルみたいなものを読んでも、や

やっぱり経験がないからよく分からないですよ。一方、裁判員は何するか分からなくて不安なんですよ。奥でいろいろ説明されるんですけど、やっぱり分からないんです。抽選に当たって、実際経験した上でいろいろと議論したり何なりして、3日間、4日間、いろいろやって、最終的にはいい経験だったなみたいな感じになるんで、そこら辺のギャップは経験したから分かるみたいなものだと思います。

司会

刑事裁判という非日常的なことなので、言葉で説明されても、実感として実際に体験してみないと、その内容が分かりづらいということでしょうか。

1番

何を決めるのかも分かってないで現場に入っていて、裁判官と裁判員の違いも分かってないような感じで現場に入っていくみたいなのところがあって、言葉の意味も分からない。好奇心と不安はあると思うんですよ。結局、終わったら、何したか分かってるんで、いい経験でしたと思えます。

3番

私は不安とか心配とか、いろいろあるんですけども、案内を送っていただいたときに、添付された資料がありますよね。裁判のプロセスとか、非常にカラフルできちっとまとめた資料があったわけなんですよ。あれを2回ぐらい、最後のアンケートのところも含めて全部読んだんです。ただ、読んだだけじゃ分からないから、実際に経験することが大切なんです。こういう場に参加して、一般市民としてきちっと務めを果たすんだという自覚をちゃんと持ってるか持ってないかというのは非常に問われると思うんですよ。司法の世界はなかなか未知の世界で分からないわけですよ。だから、そういうものを恐れずに勇気を持って、まず参加するということ。それから、実際に裁判員になって、裁判官が立派だなと思ったのは、結局、私たちはみんな素人で、それぞれ個人差があるわけですよ。だから、精神的な負担も含めてみんなそれぞれ違うんですが、ワンチームでいい審理をして、いい判決をしていこうという、裁判官の心遣い、リード、そういうものが私たちに伝わってき

て、それで、気持ちも安らいで、恥をかいてもいいなど。いろんな質問をさせていただいて、それに根気よく答えていただいて、そういう面での雰囲気作りが非常によくできてたんじゃないかなと思ってます。

5番

まさか自分に通知が来るとは思わなかったもので、来たときに、今回、選ばれたんだと思って、まさかその中でここまで裁判員裁判に参加するまでは行かないだろうと思ってたので、選ばれて初めて興味が湧いたような感じです。ふだんテレビで見ることのない世界だったので、裁判所の中にも入れさせてもらえて、本当に最後はいい経験ができたと思っております。

6番

私も最初はとても嫌でした。それはほかにもっと適任者がいるのではないかとか、不安だらけ、世界が自分とは違うと思ってたんですけれども、選ばれてしまった以上は、一般人として自分なりにやってみようと思うことでさせていただきました。

4番

やはり最初はどんな事件かということで不安だったんですが、実際に参加して、やはり皆さんの意見とかそういうものを参考に話し合っただけで進めていくということで、不安というものは少しずつ取り除かれて、審理に参加できたと思います。

司会

今のお話を伺っても裁判所として県民の皆様方にもう少し理解していただくための努力を続ける必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

学校とか企業等から御希望があれば、裁判官を派遣して裁判員制度について出前講義をするということもしております。ほかの裁判所の例なんですけど、裁判員等の経験者の方と裁判官が一緒に行って出前講義をやるというようなこともやっているようであります。どうも裁判員の経験をしてみると、こんななのですよという声自体は非常に良かったとか、あるいは良かったという声をたくさんいただいているので、そういう声をちゃんと伝えていくというところがまだ弱いんじゃないかなとい

うふうに思っておりますが、その辺りはいかがですか。

2番

最初に通知が来たときに、不安があったのは、例えばどういう量刑の案件が自分に来るのかというよりも、真っ先に浮かんだのは商売休めるかなということなんですよ。一応書類をいただいたので、上司に話をしたら、いとも簡単に、じゃあ、がんばってと言われました。意外にあっさりしすぎてて、上の考えはこんなものなのかと。逆に、裁判員制度を知ってる人は、ちゃんと知ってるんだなと。僕のレベルではあまりその辺は知らなかった。自分の中では迷惑かけちゃうかなみたいなところがあって、ちょっと無理かなと思っていましたが、それは国民の義務で、やらなきゃいけないことだから、自分の仕事に穴を開けないんだって行っても構わないよということなので、要は、あとは自分のやりようなんだからと。たまたま仕事が特別休暇扱いのものでいけたものですから、周りもそういうので行くのでということで、仕事の不安はちょっと解消できたのかなと。ただ、今の若い方は、学校でも裁判員制度について教育を受けてると思うんですけど、私の世代はちょっとその辺はあまり受けてないものですから、自分で興味がないと、なかなかそういうものに目も通しませんので、そういう不安が出てきたのかなと。ですから、教育の中でこういう制度なんだと、そういう権利もあるよということに触れる機会、勉強する機会があれば、参加するときのハードルも随分低くなるのかなという感じはしました。

5番

私も、最初選ばれましたという通知が来たときに上の者に相談したら、やっぱり同じように特別休暇がもらえるので、もし選ばれたら、最初の段階から全部言ってもらえれば、ちゃんと手続に則って特別休暇を出すから大丈夫だよと言っていただいたので、安心して来れました。

司会

法律的に言いますと、裁判員を務めるために必要な休暇を取るとは、法律、労働基準法7条で認められています。どういう休暇にするか、あるいは出勤扱いにす

るかとか、そういう点については各企業の中で決めるということになるかと思えます。ただ、お勤めをされている方がなかなか長い日数になると難しいですねというのは確かにあると思います。

2番

上に相談する前に辞退しちゃうなんていうケースもあるかもしれないですね。

司会

辞退率はそれなりのパーセントであります。その中では、やはりお仕事でという方も相当数いらっしゃいます。ただ、実際に裁判員に選ばれた方のお勤めされている人の割合は、国勢調査の割合と似ているというデータもありますので、お勤めの方が裁判員になれないという状況ではないという結果のようです。

2番

上司から、仕事を理由に休む案件ではないから、そちらを優先で考えて、自分の仕事とのバランスであとは判断しなさいと言われたので、結構そういう考え方のものでしたと、そこでまた理解したという感じです。

司会

先ほどちょっと出前講義と申し上げたんですが、そういう機会があって、裁判員を経験された方の話を事前に聞くような機会があれば、それは県民の皆さんの理解にとってプラスになるかどうかという点について、何か御意見いただけますでしょうか。

1番

理解のプラスになるかというのが、その出前講義というのがどういう内容なのか、具体的に分からないですけど。密室の中で8人ぐらいで、裁判官と裁判員がみんな話している姿が裁判員になるまで想像がつかなかったもので、あれがどういう場でどういう雰囲気で行われているかという事前知識がないと、やっぱり出前講義をやっても理解が及ばないと思うんですよ。

司会

ほかの方はいかがでしょうか。

2番

やっぱり今回やって、随分無知だったというのは感じてるので。例えば仕事をやってると、チラシを含めて、いろんな情報がいろんなところから来たものが回覧されて、一応目を通して、自分の中で仕分けはしてるんですけど、そういう職場とかに例えば年1回でもいいと思うんですけども、裁判員制度にどこかで折に触れて定期的に触れるようなものがあるといいのかなと。例えば隣の人と話をするときにも、話のきっかけになったりとか。あとは、例えば上司との話の中でも、これ、こういうのになったらどうするんですかというのが出てくれば、こういうふうに対応できるから、そういうのには積極的に参加しなさいとか、そういうような予備知識があるといいんじゃないかと。

4番

私も通知が来たときに主人に言ったら、主人の方ではやっぱり仕事の関係上、そういうものにはちゃんと行かせてあげてくださいという通知を持ってたので、当然のように、ちゃんと行きなさいと指導されました。いろんな文書等で、こういうのがあったら行かせてあげなさいと、そういうことを知らせるのは必要だと思います。

5 今後裁判員等に選任される可能性のある方に対して

司会

最後に、今後、裁判員等に選任される可能性のある方に対する経験者としてのメッセージをお願いします。

1番

とりあえず、どんな事件を担当してどのくらい日数がかかるのかというのは分かりませんが、いい経験になると思いますので、不安かもしれないし、好奇心で楽しみになるかもしれないですけど、やってみることに価値があるとは思っています。

2番

裁判員制度に是非参加をしていただいてという気持ちは多分にあります。前向き

にチャレンジしてくださいというような気持ちです。

3 番

今回、私の完全な未知の世界ですごく大事なことが行われているということに、私たちが参加することによって気が付く、あるいは自分自身恐れずに見つめる機会になるということで、自分のためになるんだという気持ちで是非参加してほしいと思います。また、様々な啓蒙活動など、国民の意欲を引き出すような施策、方策をとっていただいて、全員が自覚して、積極的に参加して、自分を見直す、小さな変化が生まれる絶好の機会なんだというふうに感じていただければありがたいなと思います。

4 番

私も入口は、ちょっと負担に思ったんですけども、やはり1週間近く市民としてこういう案件で皆さんと結果を出すために話合いができたということは、すごく自分の糧になったと思いますので、そういう自分のこの経験を、人に聞かれたら、やっぱり参加したことは有意義だったよという話をしていきたいなと思ってます。

5 番

最初は多分不安だと思うんですけど、自分にとってもいい経験になると思いますので、是非参加してもらいたいと思います。

6 番

私も、年齢や職業が皆ばらばらで、貴重な時間になると思うので、是非やってほしいと思います。

6 最後に

司会

それでは、法曹関係者の皆様からそれぞれ一言ずついただきたいと思います。

検察官

本日は貴重な御意見をどうもありがとうございました。主として審理の在り方などについては、求刑の説明の仕方とか、また今後工夫していかなければならないと

思ったところであります。

弁護士

本日は皆さんありがとうございました。弁護士は、なかなか刑事事件だけに集中して仕事をするのが難しくて、私もそうですが、圧倒的多数が民事事件になっていたりして、ましてや裁判員となると、なかなか経験値を高める機会がないんですけども、そういった中で皆さんの率直な意見を伺えたことは非常にありがたいと思っております。

最後に一つ、質問していいですか。皆さん公判審理に参加されて、検察官と比べて弁護人のこの辺りがもう少し何とかならないのかとか、検察官に比べると著しく劣るんじゃないかとか、そういうところがあれば率直にいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

3番

一生懸命、弁護活動するために調査、情報収集されてることはよく分かるんですけども、私が担当した事件に関していえば、同居していた母親の自宅を娘さんが燃やしちゃったという事件なんですね。そのときに、多分、被害者というのは母親になるのかなと思うんですけど、被害者の直接の声を聞くことができなかったのも、被害者の思いが見えてなかったんですね。

弁護士

貴重な意見をいただき、ありがとうございました。今後の弁護活動にも是非活かしていきたいと思えます。

裁判官

今日は貴重な意見をいただきまして、ありがとうございました。感想としては、我々は、やはり広報活動をもっと積極的にやらなければいけないということは感じております中で、今日のお話の中で、例えば候補者に選ばれたというときに、裁判所に関してインターネットで調べたというお話が出ました。その中で文字情報だけじゃなくて、評議がどんなふうに行われているかというようなこととか、審理がど

うやっで行われているかということについて、ビジュアル的な情報を使用するなど、裁判所のホームページなどをもう少し分かりやすくするというのも必要なのかなというふうに感じたところでした。

司会

本日は長時間にわたり貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

今日お話しいただいたように、裁判員裁判に参加されて、貴重な経験をされたという感想をお持ちのようでありますので、是非県民の方にも経験を伝えていっていただければと思います。私たち裁判所としても、法曹三者で協力しまして県民の皆様に、裁判員裁判というのはこういうものだということでお伝えする努力を続けていかないといけないと思っております。それから、実際の裁判員裁判の運用ですが、法曹三者共により良い裁判にすべく、三者で協力して努力していくということも約束したいと思っております。

本日、こういう貴重な機会をいただきまして、本当にありがとうございました。